

# 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 Q & A

No	質問	分類	回答
1	「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」(以下「沿岸地域創出事業」という。)と従来から実施している「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」(以下「漁船導入緊急支援事業」という。)との目的の違いは何ですか。	全般	<p>従来から実施している漁船導入緊急支援事業は、TPP対策として「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めるために策定された「広域浜プラン」において、今後の水産業を担う中核的漁業者として位置づけられた漁業者が行う所得向上の取組に必要な漁船の導入を支援し、水産業の体质強化を図るものです。</p> <p>一方、今回予算化された沿岸地域創出事業は、今般の水産政策の改革において水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を全国的に促進するなか、沿岸地域の漁業者自らがその地域の魚介類を対象に資源管理の推進と収益性の向上を両立させる「地域水産業成長産業化計画」(以下、「地域計画」という。)を策定し、その計画に参画する漁業者を対象に目標達成のために必要な漁船・漁具等の導入を支援し、地域の構造改革を図るものです。</p>
2	沿岸地域創出事業と漁船導入緊急支援事業との予算的な違いは何ですか。	全般	<p>漁船導入緊急支援事業は基金による事業ですので、複数年度での事業が可能です。一方、沿岸地域創出事業は通常の補助事業なので、当該年度内に事業を終了する必要があります。ただし、次年度への繰越は可能なので、資材の入手困難など年度内の終了が難しい状況が発生した場合には、事前に事業実施主体までご相談下さい。</p>
3	沿岸地域創出事業はどのような経費に支援が受けられるのですか。	事業内容	リース事業者の漁船・漁具等の取得費及び導入経費、成長産業化審査会、地域委員会の事務費になります。
4	成長産業化審査会はどのような体制で、どのようにことを行うのですか。	事業内容	<p>成長産業化審査会は、都道府県毎に、都道府県の行政機関、水産研究機関、漁連等業界団体、金融機関等で構成される、地域経済、水産資源、経営等の専門家による審査組織です。</p> <p>各漁村地域で地域委員会が策定した地域計画について、資源管理の推進、収益性の向上に係る内容の妥当性、都道府県の水産振興計画等との整合性、漁船・漁具等の価格、地域計画等を審査し、優良な地域計画の承認を行います。</p> <p>また、地域委員会からの報告を受けて、借受者のKPIの達成状況、資源管理の取組状況、その実績及び資源の状況等の評価を行い、評価結果を事業実施主体に報告します。</p>
5	成長産業審査会が行うこととなっている資源の状況等の評価はどのようなことを評価するのですか。	事業内容	本事業において、資源の状況等を評価することは重要です。当該魚種に係る各種データも参考にしつつ、例えば、地域計画に記載した魚種(漁法)の地域における水揚げ量の変化等と事業を利用している漁業者の水揚げ量の変化を比較するなどの手法により、当該地域における資源の動向等を評価して下さい。

6	地域委員会はどのようなことを行うのですか。	事業内容	地域委員会は、漁村地域において、地域の重要な資源を漁獲している漁業者、漁協、流通・加工・販売業者、リース事業者及び市町村の行政機関等で構成し、資源管理の取り組みを推進しつつ収益性の向上を図るため、地域の重要な魚種の資源管理の推進、意欲と能力のある経営体への協業化、漁場利用の再活性化、漁獲物の付加価値化・販路拡大、漁村地域を持続するための年齢構成への転換等を内容とする地域計画を策定し、実行します。
7	地域委員会におけるメンバーとして「流通・加工・販売業者」とありますが、販売事業を実施している漁連、漁協の職員でも問題ないですか。	事業内容	その地域に關係する流通・加工・販売業者の参画が望ましいですが、そのような者がいない場合、その地域の実情に詳しい漁連、漁協の職員でも問題ありません。
8	リース事業者はどのようなことを行うのですか。	事業内容	リース事業者は、地域委員会に参画しつつ、成長産業化審査会で承認された地域計画に参画する漁業者が必要とする漁船・漁具等を取得し、当該漁業者にリース方式により貸付を行います。
9	漁船・漁具等の借受者はどのような人がなれるのですか。また、年齢要件はありますか。	事業内容	借受者は、地域委員会に認められた地域計画に参画する漁業者となります。年齢については、本事業は資源管理の推進に参画する者を対象としますので、年齢の要件は定めていません。ただし、借受者が高齢な場合には、リース債権の返済能力を考慮し、55歳未満の後継者が確保されていることが必要です。
10	この事業において、資源管理の取組の推進とはどのようなことを指していますか。	事業内容	本事業において、資源管理の取組の推進とは、現在、実施している資源管理計画に追加的な取組を実施する必要があります。なお、現在、資源管理計画がない場合は、新たに計画を策定することになります。
11	養殖業者は支援の対象となりますか。	事業内容	養殖業者も本事業の対象としています。養殖業の場合、「資源管理」は「漁場環境改善」に、「資源管理計画」は「漁場改善計画」に読み替えて下さい。
12	事業の対象となる特定の漁業種類はありますか。	事業内容	地域で資源管理に取り組む漁業者グループにより、地域計画を策定し、成長産業化審査会で計画承認されれば、漁業の種類によらず、事業の対象となります。
13	グループの要件は何かありますか。	事業内容	地域計画には、資源管理計画に参画している者のうち、できる限り多くの漁業者が参画することが望ましいことから、複数の漁業者の参加が必要です。ただし、定置網等、当該漁村地域に一つしか存在しない漁業種類においてはこの限りではありません。
14	沖合漁業は、事業の対象となるのですか。	事業内容	沖合漁業であっても、地域の合意が取れ、地域計画を策定又は参画し、成長産業化審査会で承認されれば、事業の対象となります。

15	成長産業化審査会に要する経費については、具体的にどのような経費が助成の対象となるのですか。 また、地域委員会より地域計画の計画申請がなかった場合、助成金を返還しなければならないのですか。	支援対象	成長産業化審査会の準備、開催等に係る必要な経費が対象となり、具体的には人件費、賃金、消耗品費、旅費、謝金等です。なお、成長産業化審査会に要した経費については、地域計画の申請の有無にかかわらず、助成金の返還の必要はありません。
16	地域委員会に要する経費については、具体的にどのような活動が助成の対象となるのですか。 また、助成を受けた場合、地域計画の策定をしなければならないのですか。	支援対象	地域計画の策定等に係る必要な経費が対象となり、具体的には人件費、賃金、消耗品費、旅費、委託費等です。 なお、計画を策定する前提で助成を受けているため、計画を策定する必要があります。また、申請した地域計画が承認されなかつた場合であっても助成金の返還の必要はありません。
17	漁船・漁具等のリース品目にはどのようなものが含まれますか。それらの補助率、補助金額の上限、下限はありますか。リース対象品目には消耗品が含まれますか。	支援対象	運用通知に記載されていますので、ご確認ください。なお、リース対象品目は、減価償却資産として計上できるものを対象としていますので、消耗品は事業の対象経費となりません。
18	地域計画に途中から参画して事業を実施することは可能ですか。	支援対象	成長産業化審査会で、新たに参加する者も含めて再度計画承認して下さい。
19	自営定置を行っている漁協が借受者になることは可能ですか。	支援対象	可能です。なお、借受者自身はリース事業者になれませんので、漁連等がリース事業者になる必要があります。
20	金利、保証料の助成はどのように支援されるのですか。	支援対象	リース事業者から事業実施主体に対し、取得経費と併せて申請します。
21	漁具等については、資源管理目標の達成に必要不可欠なものであって、資源管理に資する工夫等がなされているものとありますが、例えばどのような内容ですか。	漁具等	例えば、定置網の場合、稚魚の漁獲を抑制するために網目を標準より大きくした場合、モニタリングシステム(ブイ)を導入して漁獲対象以外の魚種を再放流する工夫がなされている場合などが考えられます。 なお、従前から資源管理に資する工夫がなされている漁具等については、新たに資源管理に資する工夫をする必要はありません。
22	補助対象経費のうち、船上クレーン、海水冷却装置、海苔等乾燥機等は、「資源管理等に資する工夫等」との関係はどう考えればよいですか。	漁具等	本事業は、資源管理の取組を推進させることとともに、一方で、所得の向上を目的としています。従って、地域計画に資源管理の取組を盛り込んだ上で、所得の向上に資する船上クレーン、海水冷却装置、海苔等乾燥機等を対象品目として認めています。
23	定置網の場合、袖網、箱網などの部分ごとであっても事業の対象になりますか。	漁具等	部分毎であっても、資源管理の推進と収益性の向上に資する(10%KPI)ものであれば対象となります。

24	予備の替え網の導入は事業の対象となりますか。	漁具等	単に予備として倉庫に収めておくような漁網は補助対象となりません。なお、漁獲対象魚種や養殖魚種の成長に合わせて一定の時期毎に交換するような網は対象となります。
25	漁網を構成する部品全てが補助の対象となりますか。例えば、小型底びき網の場合、構成部品として、網地の他にワイヤー、チェーン、オッターボード、ロープ、浮き等がありますが、漁網として一式全て補助対象となりますか。	漁具等	構成部品を含めて対象となります。ただし、この場合には、それらの構成部品も含めて、善管注意義務が生じることに留意下さい。
26	本事業により漁船・漁具等を導入した場合、被代替となる漁船・漁具等は、処分する必要がありますか。	漁船・漁具等	漁船については漁船導入緊急支援事業と同様に漁獲圧力の増加に繋がることから処分してください。また、定置網等の漁具等については、処分する必要はありません。
27	複数年で漁具等を導入する事は可能ですか。(例えば、1年目に袖網、2年目に箱網等)	漁具等	本事業は単年度事業ですので、複数年での導入はできません(Q&Aの2の場合は除く。)。
28	モニタリング機器により取得される環境データの国との共有とはどのようなことですか。	漁具等	モニタリング機器(定置網や養殖)を導入した場合は、水温、塩分濃度等の海洋環境データについて、資源評価や海流予測等への全国レベルでのサービスの提供に向けて国と共有させて頂きます。なお、個人情報や漁獲データを共有することはありません。詳細については、現在検討中ですので、後日、お知らせします。
29	漁船と漁具等を同時にリース対象とすることは、可能ですか。可能の場合、制限はありますか。	漁船・漁具等	漁船と漁具等を同時にリースすることは可能です。その場合、一経営体当たりの限度額は、漁船と漁具等を合わせて、2.5億円以内となります。なお、漁船と漁具等のそれぞれの上限額を上回ることはできません。 また、成長産業化審査会では、国の補助事業として、多くの漁業者が、平等に裨益するという観点からも審査する必要があります。
30	親が所有する漁船を子(後継者)に使用させる場合、本事業の対象となりますか。	漁船	親が所有する漁船をその子(後継者)に使用させる場合、漁船を新たに取得する必要はないことから、改修費用(掛かり増し経費)のみ助成対象となります(二親等以内は同様です)。 この場合、親は中古漁船をリース事業者へ譲渡し、リース事業者が漁船の改修を実施した後、子に対して貸し付けることになります。
31	2艘曳の場合、2隻同時に対象にすることは可能でしょうか。	漁船	2艘曳は、2隻で一対となって曳網する操業形態であることから、2隻を一体とみなし、同時に対象とすることができます。但し、2隻合わせて補助上限が2.5億円となります。

32	造船メーカー・漁具メーカー等の株式会社が、リース事業者になることは可能ですか。	リース事業者	<p>成長産業化審査会が「適当と認める者」として承認する必要がありますので、成長産業化審査会にご相談下さい。</p> <p>なお、リース事業者となった造船メーカー・漁具メーカーが漁船・漁具を自社調達する場合や100%同一の資本に属するグループ企業から調達する場合、補助事業における利益等排除の考え方に基づき、利益を排除した価格(製造原価)が助成の対象となります。</p> <p>(参考) 利益等排除の対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 補助事業者自身</li> <li>② 100%同一の資本に属するグループ企業</li> <li>③ 補助事業者の関係会社(上記②を除く)</li> </ul>
33	一本釣り漁船として漁船登録されていますが、遊漁船としても使用しています。このような場合でも沿岸地域創出事業リース事業を活用できますか。また、遊漁船としての使用は目的外使用に該当しませんか。	漁船	<p>漁船としての使用実態があり、かつ、漁業において生計を立てている漁業者(専業及び第1種兼業)であって、事業目的であるKPIが達成される限りにおいて、リース漁船を遊漁船として活用することが可能です。</p> <p>この場合、リース漁船の計画書の承認申請時において、漁船と遊漁船の併用について明記して事前に承認を受ければ、目的外使用に該当しません。</p>
34	漁船の貸付を希望している漁業者からAIS(Automatic Identification System船舶自動識別装置)については、搭載義務船対象外のため設置しないと申し入れがあったので、設置しなくてもよいですか。	漁船	<p>小型漁船等は、衝突事故や乗揚事故が多いことから、小型漁船等の安全な操業の確保及びリース対象漁船の適切な財産管理の観点から船舶安全法による搭載義務船対象外であっても、善良な管理者であるリース事業者として設置する必要があると考えます。</p> <p>AISは搭載船舶間において、防波堤や島影であっても、相手船の位置や動向等の情報を得ることが可能であり、衝突回避の予防対策として、レーダ以上の便宜性があります。さらに、沖合を航行する船舶の動静を把握することができ、安全確認が可能です。</p> <p>漁業者の安全性向上やリース事業者の善良な財産管理の観点から、構造上設置できない漁船を除き、AIS送受信機を設置して下さい。</p> <p>なお、AIS受信機のみの設置は、双方の船舶が動静を把握することができないため、不可です。</p>
35	漁具等の耐用年数(処分制限期間)は何年ですか。	耐用年数	漁具等のうち漁網の耐用年数は3年、船上クレーン等の漁具は5年です。漁網は耐用年数が3年ですが、事業は5年間継続していますので、その間の処分はできません。
36	既に法定耐用年数を過ぎた中古漁船について、設備の更新等を行った場合、耐用年数は何年ですか。	耐用年数	設備の更新、船体の修繕など改修を行った場合、新船と同様の耐用年数となります。
37	KPIの10%の所得向上の基準となる漁業所得(または償却前利益)はいつの時点のことを示すのですか。	KPI	<p>基準年については、以下を参考に算出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5中3(直近5カ年のうち、最大と最小を除いた3カ年の平均)</li> <li>・直近5カ年の平均 直近3カ年の平均</li> <li>・直近年(前年)</li> </ul>

38	新規就業者の取組の目標について、「原則、当該地域の平均漁業所得から10%以上向上」とあります が、当該地域全員の漁業所得を把握できない場合は、どうすればよいですか。	KPI	対象漁業者が多数の場合など、全員の所得を明らかにすることが困難である場合は、サンプルを抽出して全体を試算しても構いません。ただし、このような試算を行う場合、その妥当性等を十分に説明できるようにして下さい。
39	KPIについて、法人経営体は償却前利益10%の向上となっていますが、個人経営体における漁業所得10%の向上について、法人の場合と同様に償却前の扱いでよいでしょうか。	KPI	法人経営体と同様に、償却前の扱いとして構いません。
40	価格審査はどのようにして行われますか。	取得	地域委員会が事業計画とともに必要な書類を成長産業化審査会に提出して審査されます。必要な書類は事業実施主体が様式を定めていますので、当該様式に記入して提出してください。成長産業化審査会においては、類似漁船・漁具等の直近の価格と比較して審査することになります。
41	成長産業化審査会において、設備が過大、もしくは価格が高いと指摘を受けた場合はどうすればいいのですか。	取得	成長産業化審査会の指摘に従って是正し、再申請を行って下さい。
42	漁船、漁具等の取得価格の見積もりは、何社以上が必要ですか。	取得	漁船、漁具等の価格の透明性確保の観点から複数社の見積もりを取ることが必要です。
43	漁船1隻を所有して操業している漁業者が、2隻目として本事業によってリース漁船を導入できますか(この事業を活用して増隻できますか)。	取得	本事業は、水産政策の改革により、持続的な漁業の実現のため資源管理が導入されることを踏まえ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むため、漁業者自らが策定した計画に基づき、沿岸漁村地域において必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援するものです。 漁船の単純増隻は漁業資源に対する漁獲圧力を増加することに繋がることから利用することはできません。
44	漁船、漁具等の借受者が一括でリース料全額を払うことは可能ですか。	リース契約	本事業は、漁業者自身で漁船・漁具等を手当することが困難な借受者(当面の資金繰りに余裕がなく、多額の設備投資をすると運転資金が不足するなど)に対し、所得向上の取組に必要な漁船・漁具等の円滑な導入を目的としています。 このため、リース料を一括で全額返済できる漁業者は、本事業の趣旨に沿ぐわないとから、制度資金等の活用をお願いします。
45	リース期間の途中において、リース期間を延長または短縮することは可能ですか。	リース契約	リース契約を締結する前にリース期間の延長又は短縮することが想定される場合は、リース事業者と借受者の間で協議し、そのことが可能となる条項を契約書に盛り込むようにして下さい。 なお、事業計画等に変更が生じるおそれがある場合は、関係機関へ事前に相談して下さい。

46 リース期間中に新たな設備投資ができますか。その場合、経費負担は誰が行いますか。 なお、漁業者が、自己負担で機器整備することは可能ですか。また、リース契約の変更になるのですか。	リース契約	<p>原則として、事業の趣旨及び事業計画に沿って事業を実施して頂くことになり、これらに反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、法定耐用年数以上であっても、リース期間中は、リース事業者との契約事項に設備投資に関する規定が含まれていない場合は、設備投資はできません。</p> <p>ただし、リース事業者との契約事項に設備投資に関する規定が含まれている場合であって、改善計画に基づく目標達成のための設備投資の場合は、法定耐用年数以内であっても、事前に農林水産大臣の承認を受けて、自己負担にて、設備投資が可能です。</p>
47 事業の中止または廃止した場合などに補助金返還が必要となるのは、処分制限期間(法定耐用年数)ですか、リース期間ですか。	耐用年数	処分制限期間(法定耐用年数)です。
48 本事業により導入した漁船、漁具等に対して、抵当権その他の担保権を設定するためには、事前に承認を受ける必要がありますか。	財産処分	<p>処分制限期間(法定耐用年数)においては、農林水産大臣の事前承認が必要です。農林水産大臣は、次に掲げる担保に供する処分の場合のみ、抵当権が実行される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認されます。</p> <p>(1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの (2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの</p>
49 漁船導入緊急支援事業や競争力強化型機器等導入緊急対策事業と本事業との併用は可能ですか。	その他	併用は可能です。ただし、漁船導入緊急支援事業で漁船を更新した者が、本事業で2隻目の更新を行うことはできません。なお、漁具等の導入を行うことは可能です。この場合、本事業や漁船導入緊急支援事業は、同じ所得の向上を目指値(KPI110%)としていることから、併用する場合はKPI121%(110%×110%)以上の所得の向上が必要になるとともに、それぞれの計画書の変更等も必要となります。
50 もうかる事業・がんばる事業の3年間の助成期間が終了すれば、漁業者は沿岸地域創出事業に取り組めるでしょうか。	その他	助成期間やそれぞれの計画間の整合性等について検討が必要ですので、個別にご相談ください。